

牛トレーサビリティ法遵守の再徹底をお願いします！

熊本県内の酪農法人会社が牛の生まれた日を実際より遅く届け出たとして、農林水産省九州農政局から正しい届出や改善を求める催告を受けました。法に違反すると30万以下の罰金に処すると定められています。

この法人会社は、「月齢のわりに発育が良いようにみせて、有利に販売する」ことが目的であったことが判明しています。

届出義務違反は、牛トレーサビリティ制度に対する消費者をはじめ関係者の信頼を揺るがすものであり、あってはならない行為です。

出生、死亡、譲受け、譲渡しを行ったときは、遅滞なく適正に届出を行い、牛トレーサビリティ制度の認識を深め、法律遵守の徹底をお願いいたします。

牛が生まれたとき

個人識別耳標の装着 → 両耳に 正面向きに 耳の真ん中に



出生の届出 →

- 自分の農家コード番号
- 子牛に装着した耳標の番号
- 生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個人識別番号
- 牛の種別

耳標が両耳に装着されていない牛の取引は法律で禁じられています。

届出方法

「出生」や「異動」の届出は

パソコン **電話（音声応答システム）** **携帯電話**

が簡単・確実です！

- FAXのような送信エラーの心配がありません。
- 届出当日に届出内容がデータベースに反映されます。パソコン（パソコン用Webサイト）及び携帯電話（携帯電話用Webサイト）では、データベースに登録されているあなたの農場のすべての牛のリストをみるができます。

インターネット報告の手順

パソコンからは <https://www.id.nlbc.go.jp> にアクセス → 「パソコン報告システム」へ！

携帯電話からは 

<http://www.id.nlbc.go.jp/report/>

電話（音声応答システム）の手順

〈届出先の電話番号〉

- ☎ 固定電話から **186-0037-80-1777**
- 📞 携帯電話（PHS等含む）から **186-0248-48-0594**
- 音声ガイドにしたがって操作を行ってください。

※電話回線の種類についてのご注意
電話（音声応答システム）をご利用の際は、電話機をトーン信号発生可能な状態に切り替えてください。

・届出は、できる限り速やかに、また間違いのないよう行いましょう！届出が遅れると、牛の取引、耳標の配布等に支障をきたします！

牛を譲り渡したとき【転出】

牛を譲り受けたとき【転入】

異動の届出 →

- 自分の農家コード番号
- 牛の個人識別番号
- 異動内容（転入又は転出）
- 異動（転入又は転出）日
- 相手先の農家コード番号（または、農協・家畜市場、家畜商等のコード番号）

牛が死亡したとき

死亡の届出 →

- 自分の農家コード番号
- 牛の個人識別番号
- 死亡の年月日
- 相手先（処分先）のコード番号

耳標が脱落したとき⇒速やかに再発行の手続きを行い、再装着してください。

家畜の病気に関するお問合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで
 電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108
 夜間の連絡は・・・090-5535-8005
 土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868